

NO!

暴力追放



暴力団

暴力団追放！！「三ない運動」の推進

暴力団を 恐れない 資金を提供しない 利用しない

暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」
恐れることは暴力団を助長させる

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」
それが暴力団の姿勢です

暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」
暴力団を支援・容認することになる

暴力団を排除しよう！

和寒町暴力団排除の推進に関する条例

平成 26 年 1 月 1 日施行

NO! 暴力団



和寒町では、社会全体で暴力団の排除を推進し、町民の安全で安心な生活の確保や地域経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、「和寒町暴力団排除の推進に関する条例」を制定しました。

条例の主な内容

基本理念

暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として暴力団排除を推進します。

町の責務

町は暴力団の排除に関する施策を実施します。



町民及び事業者の責務

町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴力団排除に関する情報を得たときは、町や警察に提供するよう努めるものとします。

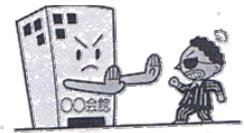
町の事務事業に係る措置

暴力団員や暴力団関係事業者を、町が実施する入札や契約など町の事務事業から排除します。



公共施設の利用に係る措置

暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該施設の利用の許可や承認をおこなわないなど町の施設は使わせません。



町民等に対する支援

町民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮します。



青少年に対する教育等のための措置

町は青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入したり暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育等が必要に応じておこなわれるよう、青少年の育成に携わる者に必要な支援をおこないます。

■暴力団に関する相談窓口

◎旭川方面士別警察署

士別市東5条5丁目1番地

TEL23-0110

◎北海道暴力追放センター旭川支局

旭川市6条通10丁目左10号

TEL0166-26-5982

■条例に関するお問い合わせ

和寒町役場総務課

和寒町字西町120番地

TEL32-2421